

専門高校リブランディング業務委託プロポーザル募集要領

1 事業の目的

本業務は、県立高等学校のうち専門高校を対象として、その教育内容の価値及び魅力を広く発信し、理解促進を図ることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

専門高校リブランディング業務

(2) 業務内容

「委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

3 見積限度額

12,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 業務委託の実施に必要な一切の費用を含むものとする。

4 スケジュール

令和8年7月1日（水）	募集公示
7月8日（水）17時	質問票受付期限
7月13日（月）	質問に対する回答
7月15日（水）17時	参加申込書提出期限
7月21日（火）	参加提案資格の審査結果通知
7月24日（金）正午	企画提案書等の提出期限
7月30日（木）	ヒアリング・審査委員会
7月31日（金）	審査結果の通知・公表
8月上旬	契約の締結

5 資格要件

次の掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基

づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。) であること。

- (3) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号）第 2 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 新潟県の県税の納税義務を有するものにあつては、当該県税の未納がない者であること。

6 プロポーザルの事前説明

本プロポーザルの実施にあたって、事前説明会は行わない。下記 7 により質問を受け付け、回答する。

7 募集要領等の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

本募集要領及び委託仕様書の内容に関して質問がある場合は、【別紙様式 1】質問票を提出すること。

ア 提出期限 令和 8 年 7 月 8 日（水）17 時

イ 提出先 下記 15 問合せ先に同じ

ウ 提出方法 電子メール

- ・ 件名を「【質問】専門高校リブランディング業務委託」とすること。
- ・ 電話での質問は受け付けない。

(2) 質問に対する回答

令和 8 年 7 月 13 日（月）までに県ホームページにおいて公開する。なお、質問に対する回答は、募集要領及び委託仕様書への追加又は修正とみなす。

8 参加申込み及び提案資格の審査結果の通知

(1) 参加申込み

以下の資料を各 1 部提出すること。

ア 提出書類

- ① 【別紙様式 2】参加申込書
- ② 【別紙様式 2-2】共同企業体の参加申込書（共同企業体の場合）

- ③ 【別紙様式3】会社概要（法人等が分かるリーフレット等も添付）
 - ④ 【別紙様式4】類似業務実績一覧表
 - ⑤ 都道府県税納税証明書（令和8年7月1日以降に発行されたもので、未納がないことを証明したものに限る。）（納税義務を有する者のみ）
- イ 提出期限 令和8年7月15日（水）17時【必着】
- ウ 提出先 下記15 問合せ先に同じ
- エ 提出方法 電子メール、持参又は郵送（簡易書留に限る。）
- ・ 電子メールで提出する場合、件名を「【参加申込み】専門高校リブランディング業務委託」とすること。また、メール送信後、参加申込みを送信したことを、担当に電話で連絡すること。

(2) 参加提案資格の審査結果通知

参加申込みをした者全員に対し、令和8年7月21日（火）までに参加提案資格の審査結果の通知を電子メールで行う。

(3) その他

参加申込みを行った後、参加を辞退する場合は、下記15に記載の担当者に電話で連絡した上で、【別紙様式5】参加辞退届を8(1)ウ、エのとおり提出すること。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類 本要領及び委託仕様書の内容を踏まえ、次の内容を盛り込むこと。様式は任意であり、A4サイズとする。

ア 企画提案書

- ① イベントの企画及び実施に関する提案
- ② 広報及び集客に関する提案（ウェブサイト及びSNS等を活用した情報発信を含む。）
- ③ 参加者情報の取得、分析及び継続的な情報発信に関する提案
- ④ 安全管理、業務管理及び実施体制に関する提案

イ 業務実施スケジュール

契約締結から業務完了までの全体スケジュール及び各業務の実施時期を記載すること。

ウ 業務実施体制

業務責任者及び業務に従事するスタッフの配置、役割分担並びに実施体制図を記載すること。

エ 見積書

事業経費の内訳及び総額について見積書を作成すること。

- (2) 提出期限 令和8年7月24日(金)正午【必着】
- (3) 提出部数 各8部(正本1部、副本7部)
- (4) 提出先 下記15 問合せ先に同じ
- (5) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留に限る)。なお、持参の場合の受付時間は、土、日、祝日を除く平日午前9時から午後5時までとする。
- (6) 留意事項
- ア 参加者は1つの提案しか行うことができない。
 - イ 提出期限以降、内容の差替、追加は認めない。
 - ウ 県が必要と認める場合には、追加資料の提出を求められることがある。
 - エ 提出された書類は、返却しないものとする。
 - オ 提出された企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲内において複製することがある。

10 ヒアリングについて

提出された企画提案書等に基づき候補者を特定するため、提案者は、専門高校リブランディング業務受託候補者審査委員会(以下「審査委員会」という)において、企画提案書の説明と審査委員からの質問等からなるヒアリングを受けるものとする。

なお、本プロポーザルの企画提案書提出者が多数であると審査委員会が認める場合は、企画提案書等の事前審査(第一次審査)を行い、ヒアリング実施対象者を限定する場合がある。

(1) 実施日時

- ・ 令和8年7月30日(木)に実施する。
- ・ 実施の詳細は、参加申込みをした者に対して、別途通知する。

(2) 実施方法

- ア 対面での実施とし、企画提案書の説明は1者15分以内とする。
- イ ヒアリングに係る審査委員からの質問に対しては、簡潔な説明に努めること。なお、質疑応答時間は10分以内とする。

11 審査の実施

(1) 審査方法

(2)に定める審査基準に基づき、審査委員会が審査し、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。ただし、最高点の者が複数いる場合には、審査委員会合議の上、最優秀提案者を決定する。

(2) 審査基準

審査項目	審査基準	配点
企画内容	事業目的を十分に理解した提案となっているか。	10
	企画内容に独創性が認められるか。	10
	実現可能な企画となっているか。	10
実施方法	運営方法が具体的に示されているか。	10
	円滑な実施が期待できる内容となっているか。	10
広報・集客	効果的な広報・集客方法が提案されているか。	10
	ウェブサイト及びSNS等を活用した情報発信が適切に提案されているか。	10
参加者情報	参加者情報の取得、分析及び継続的な情報発信の方法が適切に提案されているか。	10
安全管理	安全管理体制が適切に整備されているか。	5
実施体制	業務責任者及びスタッフの配置が適切であるか。	5
スケジュール	業務全体の工程及び実施時期が適切に計画されているか。	5
見積内容	積算根拠が明確であり、提案内容に対して適正な見積となっているか。	5
合計		100

12 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに文書で通知するとともに、県ホームページで公表する。

13 契約の締結

県は、審査委員会が最も優れた提案を行ったと決定した者と事業の実施に関する細目的事項等について協議を行い、合意できた場合に、予定価格の範囲内で契約を締結する。

ただし、その者が地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

14 その他の留意事項

(1) 企画提案書の作成や本プロポーザル参加に要する経費は、参加者の負担とする。

(2) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、又は書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

ウ 期限後に提案書を提出した者

15 問合せ先

新潟県教育庁高等学校教育課 将来構想推進室 担当：山上達郎

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

電話番号：025-280-5614

E-mail：ngt500050@pref.niigata.lg.jp